

# 横須賀市 介護報酬に係るQ&A【全サービス共通】

(令和5年7月4日 介護保険課給付係)

No.	種別	分類	質問	回答
1	共通	請求	介護サービス事業所が800単位で請求したところ500単位で決定されてしまった。過誤申立をして、再度請求するべきか。	給付管理票が500単位と記載されているために減額査定されたと考えられるので、過誤申立はせず、居宅介護支援事業者に給付管理票の修正を依頼する。
2	共通	請求	月の途中で要介護状態区分が変更となった場合、例えば4月15日に区分変更申請を行い、要介護2から要介護3に変更となった場合、4月に提供しているすべてのサービスの報酬請求は、要介護3として請求するのか。	報酬請求は、当該サービスを提供した時点における要介護状態区分に応じた費用を算定する。質問の場合、14日までは「要介護2」に応じた単位数で請求し、15日からは「要介護3」に応じた単位数で請求するものとする。 また、4月分訪問通所サービスの区分支給限度基準額については、重い方の要介護状態区分である「要介護3」を適用する。 なお、変更申請中における当該月の報酬請求については、要介護状態区分の結果が分かった後に行うことになる。
3	共通	計画	事業所を運営する法人が変更になる等により、事業所を一旦廃止して、改めて新規指定をした場合、サービス内容等は一切変更がなくても計画書を作り直す必要があるか。	改めて新規指定した事業所は廃止した事業所とは別事業所なので、計画書の作成については、アセスメントの実施から一連の手順に沿った手続きが必要になる。
4	共通	LIFE	LIFE関連加算について、システム上、介護認定の更新申請中等で介護度が未確定の人は、情報をcsvデータに抽出できない仕様になっているため、厚生労働省に情報を提出することができない。その場合、全利用者の情報が提出できないので、加算の算定はできないのか。	国による科学的エビデンスに基づく介護を推進する趣旨に鑑み、介護度未確定の人以外の全利用者の情報が提出できていれば算定はできる。ただし、介護度未確定のためcsvデータに反映されず算定月の情報提出期限までに情報提出できなかった利用者の情報は、介護度が確定した時点で速やかに提出すること。
5	共通	LIFE	30日以上入院していた利用者(特養入所中)が、同月中に退院して特養に再入所した場合、翌月10日までにLIFEにてサービス利用終了時の情報提出と利用終了日の入力を行い、再開時の最新の情報提出と利用開始日を入力することになるが、LIFEはひと月につき1人の利用者について1つの情報送信となっており、翌月10日までに日付を変えて時系列的な入力を複数回にわたって行うこともできず、また情報登録の際に利用終了日と利用開始日の両方の入力もできない。この場合、どのように登録すればよいか。  具体的な事例 4/12 入院 5/10 (この時点では入院は30日未満のため何もせず) 5/20 退院、再入所(最新のLIFE情報を作成) 30日以上(4/12～5/20)入院していたため、 ①サービス利用終了時の情報提出と利用終了日を入力して送信 ②再開時の最新の情報提出と利用開始日を入力して送信 以上①②の入力をする必要がある	具体的には30日以上入院することが確定した時点で、5/10までの分としてサービス利用終了時(4/12時点)の情報提出を行い、6/10までの分としてサービス利用再開時(5/20時点)の情報提出を行うこと。なお、さかのぼって情報登録することも可能である。  (参考) 令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.10)(令和3年6月9日) 問2 サービス利用中に一定期間サービス利用がない場合 <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/000789955.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/000789955.pdf</a>

6	共通	BCP	<p>BCP(業務継続計画)において、居宅介護支援事業所が、自然災害や感染症等が原因で、サービスの提供が困難となった場合で、他事業所との業務連携の取扱いはいかが。</p>	<p>居宅介護支援事業所であって、相当期間の業務の休止が見込まれる場合には、通常どおり、利用者は他の居宅介護支援事業所と契約をし、業務を休止する事業所は新たに利用者が契約する事業所に引継ぎを行うことが望ましい。業務を短期間休止する場合であって、当該期間に居宅介護支援の提供が想定される場合は、他の居宅介護支援事業所と連携する等により、一部業務を他の事業所において提供することは差し支えない。</p> <p>ただし、当該運用にあたり、個人情報等の取扱いについて利用者等に理解を得るために、事前に必要な措置を講じるとともに、連携する居宅介護支援事業所等と、予め介護報酬請求等を含む必要な体制について取り決めること。</p>
---	----	-----	---	---